

京都府労働保険指導協会だより

令和4年冬号

p2

勤怠集計&賃金計算を正しく行いましょう

法改正

p3

令和4年4月・10月 雇用保険料が変更
令和4年10月・令和6年10月 社会保険が適用拡大
令和4年4月・10月 育児休業に関する改正
令和4年4月 パワハラ防止措置義務化

賃金に関すること

p4~5

月60時間を超える

法定時間外労働の割増賃金率が5割以上

p6

月給の方も最低賃金以上か
社会保険料に変更があるか
ご確認お願い致します

p7

令和4年10月より最低賃金が上がりました

p8

時間外労働とは残業のことですか？

〒604-8425 京都市中京区西ノ京銅駝町39-2

京都府労働保険指導協会



075-748-0437

社会保険に加入しましょう



経営者の方も
所得補償のある労災保険に
任意で加入すれば
安心です。

労災保険

1人でも従業員を雇っていれば
加入義務あり（強制）。当会の事業所様は、
ご加入済みです。ただし、経営者の方のご
加入は、別途申し込みが必要です（任意）。
セーフティネットなのでご加入をお勧めします。



厚生年金保険

- 法人
従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入
（飲食業、理容業、等の一部の
業種は任意加入）



雇用保険

31日以上引き続き雇用が
見込まれ、
1週間の所定労働時間が
20時間以上の従業員（パート・アルバイト等を含む）
を1人でも雇っていれば加入義務があります。

雇用保険料が
令和4年4月&10月
に変更されました（3ページ）



健康保険

- 法人
従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入
（飲食業、理容業、等の一部の
業種は任意加入）

健康保険・厚生年金保険の
加入対象が段階的に広がります
詳しくは3ページ



同一労働同一賃金

令和3年4月より（中小企業）

- ◆ 非正規雇用労働者（パート、有期雇用労働者、派遣労働者）を雇っている場合には、賃金を
はじめとする待遇の見直しが必要になる場合があります。
- ◆ 正社員と非正規雇用労働者の待遇差について説明を求められた場合には、**待遇差の内容や
理由を説明しなければなりません**ので、不合理な待遇の違いがある企業においては、
改善に向けて取り組みを進めましょう。

詳しくは当会まで



075-748-0437



今月の基礎知識

2020年4月（大企業は2019年4月）より
時間外労働に上限が設けられています

Q. 時間外労働とは
残業のことですか？



A.

「残業」と「時間外労働」は似ていますが
イコールではありません。

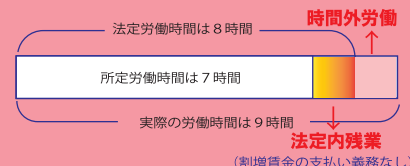
法定労働時間は、1週間で40時間（一部の業種
は44時間）、1日8時間までと定められています。こ
の法定労働時間を超える労働を「時間外労働」とい
い、労働基準法で禁止されています。

例えば、会社の就業規則で「1日の所定労働時間
は7時間」と定めている場合、**7時間を超えたところ
から8時間までは法定時間外労働ではありません**。
一般に、法定内残業といわれているものです。

時間外労働の割増賃金の支払い義務は生じません。

なお、法定労働時間を超えて労働させるには36
協定を労働基準監督署に届け出て、時間外労働に
対して通常の賃金の2割5分以上の割増賃金を支
払わなければなりません。

2023年4月より、月60時間を超える時間外労働
に対して、割増賃金を50%以上支払うことが義務
になります（中小企業の場合。大企業はすでに支払い義務あり）。



関連記事：

★「勤怠集計&賃金計算を正しく行いましょう」

→ 2ページ

★「月60時間を超える法定時間外労働の割増賃金率
が5割以上になります」→ 4～5ページ